

岩舟町の合併についての意思を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、本町が合併問題で直面する二つの選択肢、栃木県市町村合併推進構想の優先的合併1市5町(岩舟町・栃木市・大平町・藤岡町・都賀町・西方町)か佐野市との1市1町の合併かか意思決定について、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(住民投票)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、町民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務のうち、投票及び開票に関する事務を岩舟町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により委任を受けた住民投票の事務を行うものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から30日以上経過した日で町長が定める日曜日とする。

2 町長は前項の規定による投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知し、5日前までにその旨を告示しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員の選挙等が行われるとき、その他町長が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

4 町長は、前項の規定により投票日を変更したときは、直ちに選挙管理委員会にこれを通知するとともに、変更後の投票日を変更の理由を付して告示しなければならない。

(住民投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、日本国民で、投票日において年齢満18歳以上の者であって、次条に定める住民投票資格者名簿に登録されている者とする。

2 住民投票資格者名簿の登録は、前条第2項又は第4項に規定する告示の日の前日において、その者に係る岩舟町の住民票が作成された日(他の市区町村から岩舟町の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上岩舟町の住民基本台帳に記載されている者について行う。

3 前2項の規定にかかわらず、投票日の当日(第10条に規定する期日前投票にあつては、投票の当日)岩舟町に住所を有しない者及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは同法第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定に該当する者は、投票の資格を有しない。

(住民投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、岩舟町の合併についての意思を問う住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、第1条に定める二つの選択肢から一つを選択し、投票用紙の選択欄に自らの記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

4 投票用紙に印刷する選択肢欄の順序は、町長がくじで定める順序とする。この場合において、町長は、くじを行う場所及び日時を3日前までに告示しなければならない。

5 町長は、前項のくじによる結果について、速やかに告示しなければならない。

(投票所における投票)

第8条 投票資格者は、投票日に自ら指定された住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(投票所の開閉時刻)

第9条 投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じる。

(期日前投票及び不在者投票)

第10条 投票日当日規則で定める理由により投票所に行くことができない投票資格者は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。ただし、期日前投票を行おうとする日において満18歳に達していない者は、当該日に期日前投票をすることができない。

(投票の効力の決定)

第11条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限り、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) の記号以外の事項を記載したもの

(3) の記号のほか、他事を記載したもの

(4) の記号を自書しないもの

(5) の記号を投票用紙の複数の選択欄に記載したもの

(6) の記号を投票用紙の複数の選択欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

(7) 白紙投票

(情報の提供)

第13条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、本町の合併について、町民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉され、あるいは、町民等の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(住民投票の成立)

第15条 住民投票は、投票資格者の2分の1以上の者の投票により成立するものとする。

2 前項に規定する要件を満たさない場合においては、開票を行わないものとする。

(投票及び開票)

第 16 条 前条までに定めるもののほか、投票及び開票に関しては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)、公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)及び岩舟町選挙執行規程(昭和 49 年岩舟町選挙管理委員会規程第 1 号)の規定の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第 17 条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

2 町長は、町議会議長に当該告示の内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 18 条 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第 17 条の規定による行為の終了をもって、その効力を失う。